

75歳以上で運転免許証を自主返納した方の 敬老パスの3年間無料交付の申請について

運転免許証の自主返納による敬老パスの無料交付を希望される方は、このお知らせを最後までお読みいただき、お申込みの手続きをお願いします。

希望されない方のお申込み・ご連絡は必要ありません。

無料交付の対象となる方

令和7年4月1日以降に、**75歳以上**で運転免許証を自主返納した方
※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

◆誕生日によって、3年間敬老パスが無料とするための運転免許証の返納時期が異なります。ご注意ください。

①昭和25年(1950年)10月1日以前の誕生日の方

令和7年4月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象となります

②昭和25年(1950年)10月2日から昭和26年(1951年)10月1日までの誕生日の方

令和7年10月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象となります

【ご注意】

○自主返納以外(失効など)は無料交付の対象になりません

○普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります

○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限(免許証を返納した日から2回目に到来する9月30日まで)があります

(例)免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります

～免許証返納から敬老パスの申請の流れ～

警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する



「申請による運転免許の取消通知書」の交付^{※1}を受ける



お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする

持ち物:「申請による運転免許の取消通知書」、

「本人確認書類(マイナンバーカード、介護保険証等)」

現在敬老パスを利用している方



これから敬老パス利用する方^{※2}

お使いの敬老パスで
引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを特定記録
郵便にてご自宅にお送りします^{※3}

※1 再発行できませんので、なくさないでください

※2 これから敬老パスを利用する方は、返納から1回目の9月30日までの申請をお勧めします

※3 申請から敬老パスが届くまで、約1か月程度かかります

～敬老パスとは～

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。敬老パスを提示することで、**横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄**をご利用いただけます。

※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。



詳細はこちら

お問い合わせ

横浜市敬老パス問合せダイヤル

電話 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

受付時間 午前8時から午後7時まで(土日・祝日も受け付けています。)

(令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く。)

F A X : 045-330-4382